

○北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例

平成20年3月25日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、路上での喫煙その他の公共の場所における喫煙が周囲の人にとって迷惑かつ危険な行為であることにかんがみ、その防止のため必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「喫煙」とは、たばこ(紙巻きたばこ、葉巻きたばこその他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。)を吸うこと又は火の付いたたばこを現に所持することをいう。

2 この条例において「公共の場所」とは、道路、公園その他の公共の用に供する場所で規則で定めるものをいう。

(公共の場所における喫煙の禁止等)

第3条 何人も、公共の場所においては、喫煙をしないよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(平成20年北九州市条例第10号)第9条第1項に規定する迷惑行為防止重点地区内の公共の場所においては、所定の場所(灰皿が設置されている場所その他の規則で定める場所をいう。)を除き、何人も、喫煙をしてはならない。

(啓発その他の施策)

第4条 市は、この条例に定めるもののほか、公共の場所における喫煙の防止の推進に関し、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例の規定に基づき、その防止の推進のための啓発その他の施策を実施するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 第3条第2項の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第7号で平成21年3月25日から施行)